第3083号	第一種両色灯（電気用）	〃	〃
第3084号	第二種船尾灯（電気用）	〃	〃
第3085号	第二種白灯（電気用）	〃	〃
第3086号	第二種紅灯（電気用）	〃	〃
第3104号	〃	Ｈ－１	〃
第3147号	第二種緑灯（電気用）	〃	〃
第3148号	第二種引き船灯（電気用）	〃	〃
第3943号	白色底びき網漁業灯	ＨＷ－１	〃
第3944号	紅色底びき網漁業灯	ＨＲ－１	〃
第4081号	第一種マスト灯（電気用）	ＮＡＭＨ－211	〃
第4082号	第一種舷灯（紅）（電気用）	ＮＡＲＳ－211	〃
第4083号	第一種舷灯（緑）（電気用）	ＮＡＧＳ－211	〃
第4084号	第一種白灯（電気用）	ＮＡＷＬ－211	〃
第4085号	第一種紅灯（電気用）	ＮＡＲＬ－211	〃
第4086号	第一種緑灯（電気用）	ＮＡＧＬ－011	〃
第4087号	第一種船尾灯（電気用）	ＮＡＳＴ－211	〃
第4088号	第一種引き船灯	ＮＡＴＷ－211	〃
第4089号	第一種マスト灯（電気用）	二重式ＮＡＭＨ－221	〃
第4090号	第一種舷灯（紅）（電気用）	二重式ＮＡＲＳ－221	〃
第4091号	第一種舷灯（緑）（電気用）	二重式ＮＡＧＳ－221	〃
第4092号	第一種船尾灯（電気用）	二重式ＮＡＳＴ－221	〃
第4093号	第一種引き船灯	二重式ＮＡＴＷ－221	〃
第4121号	第二種マスト灯（電気用）	ＮＢＭＨ－111	〃
第4122号	〃	二重式ＮＢＭＨ－121	〃
第4123号	第二種白灯（電気用）	ＮＢＷＬ－111	〃
第4124号	第二種緑灯（電気用）	ＮＢＧＬ－111	〃
第4125号	第二種紅灯（電気用）	ＮＢＲＬ－111	〃
第4126号	第二種舷灯（緑）（電気用）	ＮＢＧＳ－111	〃
第4127号	〃	二重式ＮＢＧＳ－121	〃
第4128号	第二種舷灯（紅）（電気用）	ＮＢＲＳ－111	〃
第4129号	〃	二重式ＮＢＲＳ－121	〃
第4130号	第二種引き船灯	ＮＢＴＷ－111	〃
第4131号	〃	二重式ＮＢＴＷ－121	〃
第4132号	第二種船尾灯（電気用）	ＮＢＳＴ－111	〃
第4133号	〃	二重式ＮＢＳＴ－121	〃
第4134号	第一種紅色閃光灯	ＮＡＲＦ－011	〃
第4135号	〃	ＮＡＲＦ－031	〃
第4136号	第二種紅色閃光灯	ＮＢＲＦ－011	〃
第4137号	〃	ＮＢＲＦ－031	〃
第4138号	第一種緑色閃光灯	ＮＡＧＦ－011	〃
第4139号	〃	ＮＡＧＦ－031	〃
第4140号	第二種緑色閃光灯	ＮＢＧＦ－011	〃
第4141号	〃	ＮＢＧＦ－031	〃
第4726号	第一種白灯（電気用）	二重式ＮＡＷＬ－221	〃
第4727号	第一種紅灯（電気用）	二重式ＮＡＲＬ－221	〃

○東北地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長（メートル）	備考（キロメートル）
山形県東田川郡庄内町廻館字岡崎一〇二番から酒田市落野目字広野一〇番五まで	前	Ａ　一三・一〇～一二五・四〇	一一・三八一	上記Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ及びＥは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ　一〇・八〇～五三七・〇〇	一二・七一一	
	後	Ａ　一三・一〇～一二五・四〇	一一・三八一	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之